

地方税法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

改 正 案	現 行
<p>（障害者の範囲）</p> <p>第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行つている場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の八第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者</p> <p>（個人年金保険契約等の対象となる契約の範囲等）</p> <p>第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の二に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 法第三十四条第一項第五号ハに規定する農業協同組合の締結した生</p>	<p>（障害者の範囲）</p> <p>第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行つている場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の十第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者</p> <p>（個人年金保険契約等の対象となる契約の範囲等）</p> <p>第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の二に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 法第三十四条第一項第五号ハに規定する農業協同組合の締結した生</p>

命共済に係る契約又は第七條の十五の三第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件を満たすもの

四 第七條の十五の三第三号又は第四号に掲げる生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもののうち、所得税法施行令第二百十一條第一号の規定により指定されたもの

2
略

（法第五十三條第一項前段の法人税割額）

第八條の六 法第五十三條第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二條の五第五項、第四十二條の五の二第五項、第四十二條の六第五項、第四十二條の七第七項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十第五項、第六十二條第一項、第六十二條の三第一項若しくは第八項又

命共済に係る契約又は前條第一号 若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件を満たすもの

四 前條第三号 又は第四号に掲げる生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもののうち、所得税法施行令第二百十一條第一号の規定により指定されたもの

2
略

（法第五十三條第一項前段の法人税割額）

第八條の六 法第五十三條第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二條の五第五項、第四十二條の六第五項、第四十二條の七第七項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十第五項、第六十二條第一項、第六十二條の三第一項若しくは第八項又

は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事

は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。) (法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事

業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額二当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税割額に乘じて当該確定法人税割額の算定期間の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場

業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額二当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税割額に乘じて当該確定法人税割額の算定期間の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場

合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別

合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別

措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の第十五項、第六十八条の第十第二項、第六十八条の第十一第五項、第六十八条の第十二第七項、第六十八条の第十三第四項、第六十八条の第十四第五項、第六十八条の第十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となった各事業年度

措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の第十五項

、第六十八条の第十一第五項、第六十八条の第十二第七項、第六十八条の第十三第四項、第六十八条の第十四第五項

、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となった各事業年度

(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係るもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十二項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい連結事業年度に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十の二第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)をいう。以下この条において同じ。)に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係るもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十二項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい連結事業年度に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)をいう。以下この条において同じ。)に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 当該合併法人の当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該連結事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税額等に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

3及び4 略

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

二 当該合併法人の当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 当該連結事業年度開始の日から六月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定法人税額等に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

3及び4 略

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等)

第八条の十二 略

2 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同法第二条第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書(当該法人が同条第十二号の七の三に規定する連結子法人(第四項、第八条の十四及び第九条の七第十七項において「連結子法人」という。)である場合にあっては、当該法人との間に同法第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係(第四項、第八条の十四及び第九条の七において「連結完全支配関係」という。)がある同法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人(第四項において「連結親法人」という。))の連結確定申告書)が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。

3及び4 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の第二項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九

2 略

(法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等)

第八条の十二 略

2 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同法第二条第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書(当該法人が同条第十二号の七の三に規定する連結子法人(第四項、第八条の十四及び第九条の七第二十項において「連結子法人」という。)である場合にあっては、当該法人との間に同法第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係(第四項、第八条の十四及び第九条の七において「連結完全支配関係」という。)がある同法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人(第四項において「連結親法人」という。))の連結確定申告書)が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。

3及び4 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九

第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

（道府県民税の中間納付額の還付の手続）

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第十五条第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、
、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

（道府県民税の中間納付額の還付の手続）

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第十五条の規定による更正又は決定

は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。第九条の五第一項第二号において「更正等」という。）又は法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一〇四 略

2 略

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第二十項の規定による還付又は充当の手續をしなければならない。この場合において、道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したものであるときは、当該道府県民税の中間納付額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の中間納付額を算定する。

（道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合においては、当該道府県民税の中間納付額（道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次遡つて 求めた道府県民税の中間納

によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一〇四 略

2 略

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第二十項の規定による還付又は充当の手續をしなければならない。この場合において、道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したものであるときは、当該 中間納付額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の中間納付額を算定する。

（道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合においては、当該道府県民税の中間納付額（道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼつて求めた道府県民税の中間納

付額の金額とする。)に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日(当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日。第二号ロにおいて「充当日」という。)までの期間(第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くもの

とする。)の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 法第五十五条第二項の規定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限(その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から法第五十五条第二項の規定による決定の日までの日数

付額の金額とする。)に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日(当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限)の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日

までの期間(第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとし、法第五十五条第二項の規定による決定又は当該決定に係る同条第三項の規定による更正により還付する場合においては、当該期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除くものとする。)の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、前条の規定により当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

二 更正等によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 当該更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 法第五十五条第二項の規定による決定に係る同条第三項の規定による更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日
道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還

付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税で未納のものに充当するときは、当該道府県民税の中間納付額に係る還付金のうちその充当する金額については、前項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額を付さないものとする。

3| 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は第一項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は第一項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「道府県民税の中間納付額に係る還付金」と読み替えるものとする。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 略

255 略

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項及び次条第四項第二号において同じ。）又は適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項及び次条第四項第三号において同じ。）

（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併

2| 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による中間納付額に係る還付金に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、又は法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「中間納付額に係る還付金」と読み替えるものとする。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 略

255 略

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十六項及び次条第四項第二号において同じ。）適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第三号において同じ。）又は適格現物分配（同法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号において同じ。）（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併

法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項及び次条第四項第二号において同じ。）又は現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項及び次条第四項第三号において同じ。）

（第十一項、第十八項及び第二十一項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 略

法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

次条第四項第二号において同じ。）、現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第三号において同じ。）又は現物分配法人（同法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号において同じ。）（第十三項、第二十一項及び第二十五項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 略

二 適格分割型分割（法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。）当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等（適格分割型分割の日前三年内以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人又は当

二 適格分割又は

適格現物出資 (以下この条において「適格分割等」という。) 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人 (以下

この条において「分割法人等」という。) の分割等前三年内事業年度等 (適格分割等

の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条

該分割法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。) の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

三 適格分社型分割 (法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分

社型分割をいう。) 、適格現物出資又は適格現物分配 (以下この条において「適格分社型分割等」という。) 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人 (以下第十六項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までを除き、この条において「分割法人等」という。) の分割等前三年内事業年度等 (適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条

において同じ。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

7 前項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度(以下この号及び第十九項第二号において「合併事業年度等」という。)開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

において同じ。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

7 前項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度(以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等」という。)開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

8 第六項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の

同項の内国法人の適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人の次の各号に掲げる分割前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年

度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等（次号に掲げる分割前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人の分割前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第二号において「分割承継事業年度等」という。） 開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の分割承継事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

9 | 第六項（同項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分社型分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

8 | 第六項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等 に係る分割法人等の当該適格分割等 日の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人の当該適格分割等 日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格分割等 日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十項第三号 において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

9| 略

10| 第六項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割等 日の属する事業年度又は連結事業

二 適格分社型分割等に係る分割法人等の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十四項第三号 において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

10| 略

11| 第六項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第五項の規定の適用については、当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人の第八項各号に掲げる分割前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

12| 第六項（同項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業

年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第五項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第八項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

11) 第六項の内国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「内国法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等

又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該内国法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等があつては、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法

年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第五項の規定の適用については、当該適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第九項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13) 第六項の内国法人の適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「内国法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格組織再編成に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等、分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格組織再編成にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該内国法人三年前事業年度等開始日（当該適格組織再編成があつては、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当

該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法

人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第七項から前項までの規定を適用する。

人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第七項から前項までの規定を適用する。

14| 第六項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余額額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 控除限度超過額 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の控除限度超過額に当該分割前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ| 当該分割法人の分割前三年内事業年度等において納付することとなつた外国の法人税等の額

ロ| イに掲げる金額のうち当該分割法人から移転を受ける事業に係る所得に基因して当該分割法人が納付することとなつた金額に相当する金額

二| 道府県民税の控除余裕額 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額（第五項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ| 当該分割法人の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する国

12) 第六項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余額額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 控除限度超過額 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額
- イ及びロ 略

二 道府県民税の控除余額 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余額（第五項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する国外所得金額（同令第四百二十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。第二十二項第一号において

外所得金額（同令第四百二十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。以下この条において「国外所得金額」という。）又は同令第四百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額（以下この条において「個別国外所得金額」という。）

ロ イに掲げる金額のうち当該分割法人から移転を受ける事業に係る部分の金額

15) 第六項第三号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余額額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 控除限度超過額 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額
- イ及びロ 略

二 道府県民税の控除余額 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余額（第五項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額

「国外所得金額」という。）又は同令第一百五十五条の三十一号に規定する個別国外所得金額（第二十二項第一号において「個別国外所得金額」という。）

口 略

13] 第六項の規定は、適格分割等

により当該適格分割等に係る分割法人等

から事業の移転を受けた内国法人に

あつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

14] 内国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十四項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。

15] 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定

口 略

16] 第六項の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までにおいて「適格分割等」という。）により当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次項、第十八項及び第二十八項から第三十項までにおいて「分割法人等」という。）から事業の移転を受けた内国法人に

あつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

17] 内国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十九項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。

18] 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定

する分割承継法人をいう。次条第五項において同じ。）又は被現物出資法人（同法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。次条第五項において同じ。）

以下この項において「分割承継法人等」という。）が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の

分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

16| 略

17| 略

18| 所得等申告法人が適格合併等により被合併法人等から事業の全部

又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 略

する分割承継法人をいう。次条第五項において同じ。）被現物出資法人（同法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。次条第五項において同じ。）又は被現物分配法人（同法第二条第十二号の六

の二に規定する被現物分配法人をいう。次条第五項において同じ。）以下この項において「分割承継法人等」という。）が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19| 略

20| 略

21| 所得等申告法人が適格組織再編成により被合併法人等から事業の全部

又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 略

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年

二 適格分割等 当該適格分割等 に係る分割法人等の分割
等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分
割等 により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分
の金額

19 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同
項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度
以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十七項の規定の適用に
ついては、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の
控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前
三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定め
る事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割型分割
により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

三 適格分社型分割等 当該適格分社型分割等に係る分割法人等の分割
等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分
社型分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分
の金額

22 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同
項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度
以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用に
ついては、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の
控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前
三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定め
る事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

23 第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場
合の同項の所得等申告法人の適格分割型分割の日の属する事業年度又は
連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の
規定の適用については、当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三
年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該
所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人
の次の各号に掲げる分割前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等
申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国
法人税等額とみなす。

20) 第十八項 (同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場

合の同項の所得等申告法人の適格分割等 の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十七項の規定の適用については、当該適格分割等 に係る分割法人等の分

割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等(

次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等 に係る分割法人等の当該適格分割等 の日の

一 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等(次号に掲げる分割前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人の分割前三年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の分割承継事業年度等開始の日以後に開始したものが当該所得等申告法人の分割承継事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

24) 第二十一項 (同項第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場

合の同項の所得等申告法人の適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等(

次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分社型分割等に係る分割法人等の当該適格分社型分割等の日の

属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

21 第十八項 の所得等申告法人の適格合併等 の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等 に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等

又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等 にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等 が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等 の日の属する

属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分社型分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

25 第二十一項 の所得等申告法人の適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格組織再編成に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等、分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格組織再編成にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格組織再編成が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格組織再編成の日の属する

事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

22] 第十八項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

23] 第十八項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法

事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前三項の規定を適用する。

26] 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

- 一 当該分割法人の国外所得金額又は個別国外所得金額
- 二 前号に掲げる金額のうち当該分割法人から移転を受ける事業に係る部分の金額

27] 第二十一項第三号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

28] 第二十一項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法

人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

24| 略

25| 適格分割等に係る所得等申告法人が第十八項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十七項の規定の適用については、当該分割法人等の

分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第十八項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

26| 略

27| 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第四項に規定する申告書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第五項又は第十七項の規定については、当該申告

人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

29| 略

30| 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十一項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年

内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第二十一項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

31| 略

32| 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第四項に規定する申告書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第五項又は第二十項の規定については、当該申告

書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法人税割額から控除する利子割額の計算)

第九条の八 略

2及び3 略

4 法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人(以下この項において「被合併法人等」という。)から公社債利子等の元本の移転を受けた場合には、当該被合併法人等の当該元本を所有していた期間は当該法人の当該元本を所有していた期間とみなして、前三項の規定を適用する。この場合において、当該法人が当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で当該元本の移転を受けたときは、前項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数(次項各号に掲げる事由により同項に規定する被合併法人等が所有していた公社債利子等の元本の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該開始の時において所有していたその元本の数に当該被合併法人等が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由によりその法人に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を加算した数)」とする。

書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法人税割額から控除する利子割額の計算)

第九条の八 略

2及び3 略

4 法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人(以下この項において「被合併法人等」という。)から公社債利子等の元本の移転を受けた場合には、当該被合併法人等の当該元本を所有していた期間は当該法人の当該元本を所有していた期間とみなして、前三項の規定を適用する。この場合において、当該法人が当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で当該元本の移転を受けたときは、前項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数(次項各号に掲げる事由により同項に規定する被合併法人等が所有していた公社債利子等の元本の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該開始の時において所有していたその元本の数に当該被合併法人等が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由によりその法人に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を加算した数)」とする。

一〇三 略

四 適格現物分配（法人税法第十二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。） 当該適格現物分配に係る現物分配法人（同条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。）

五 略

5 法人が公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で前項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人（法人税法第十二条の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）又は承継法人に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合における第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数（次項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る第五項の分割承継法人、同項の被現物出資法人、同項の被現物分配法人又は承継法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合には、その法人が当該開始の時において所有していたその元本の数にその法人が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由により当該分割承継法人等に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を控除した数）」とする。

6 略

（利子割額控除等不足額の還付の手續）

第九条の九の二 法第五十三条第四十一項の規定によつて利子割額控除等不足額（同条第四十項に規定する利子割額の控除不足額（同項の規定に

一〇三 略

四 適格現物分配 当該適格現物分配に係る現物分配法人

五 略

5 法人が公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で前項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人 又は承継法人に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合における第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数（次項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る第五項の分割承継法人、同項の被現物出資法人、同項の被現物分配法人又は承継法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合には、その法人が当該開始の時において所有していたその元本の数にその法人が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由により当該分割承継法人等に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を控除した数）」とする。

6 略

（利子割額控除等不足額の還付の手續）

第九条の九の二 法第五十三条第四十一項の規定によつて利子割額控除等不足額（同条第四十項に規定する利子割額の控除不足額（同項の規定に

よる充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当することができなかつた金額に相当する部分に限る。）をいう。以下この節において同じ。）の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の九の四第一項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。同項において「更正等」という。）によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 及び 3 略

（利子割額控除等不足額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の九の四 道府県知事は、第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の還付をする場合においては、当該利子割額控除等不足額に、当該利子割額控除等不足額に係る同条

の規定による請求書

の提出のあつた日（同日が当該利子割額控除等不足

よる充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当することができなかつた金額に相当する部分に限る。）をいう。以下この節において同じ。）の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正

によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 及び 3 略

（利子割額控除等不足額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の九の四 道府県知事は、第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の還付をする場合においては、当該利子割額控除等不足額に、当該利子割額控除等不足額に係る第九条の九の二の規定による請求書

（法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、当該利子割額控除等不足額に係る申告書）の提出のあつた日（同日が当該利子割額控除等不足

額に係る申告書の提出期限前である場合には、その提出期限)の翌日(更正等によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、同条の規定により当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2
略

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法(昭和二

額に係る申告書の提出期限前である場合には、その提出期限)の翌日

からその還付のための支出を決定し、又は同条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、同条の規定により当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2
略

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法(昭和二

十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、法人税法施行令

第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百七十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百七十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 略

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業

十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と

、法人税法施行令
第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百七十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 略

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業

税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「この項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。」（この項」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「損金の額」とあるのは「、個別帰属損金額」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、「損金の額に算入される」とあるのは「個別帰属損金額に算入される」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下この目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金

税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「この項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。」（この項」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「損金の額」とあるのは「、個別帰属損金額」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、「損金の額に算入される」とあるのは「個別帰属損金額に算入される」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下この目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金

額」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「前項の規定の適用」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、「未処理欠損金額（当該」とあるのは「未処理欠損金額等（当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額）」とあるのは「金額」（被合併法人等欠損金額に限る。））」と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額とみなす」とあるのは「生じた個別欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす」と、同条第三項中「という。」の前項に」とあるのは「という。」の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損

額」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「前項の規定の適用」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、「未処理欠損金額（当該」とあるのは「未処理欠損金額等（当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額）」とあるのは「金額」（被合併法人等欠損金額に限る。））」と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額とみなす」とあるのは「生じた個別欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす」と、同条第三項中「という。」の前項に」とあるのは「という。」の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損

金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「欠損金額（第二項又は第五項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む

金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「欠損金額（第二項又は第五項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む

ものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「個別欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同

ものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「個別欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同

じ。〕開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」と、「前条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら

じ。〕開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」と、「前条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら

れた前条第二項及び第三項」と、同法第五十八条第一項中「(第五十七条第一項」とあるのは「(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「(生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、又は第五十七条第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第二項中「災害損失欠損金額とみなされたものを含み、次項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「災害損失欠損金額とみなされたものを含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「個別欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額のうち当該内国法人に帰せられる

れた前条第二項及び第三項」と、同法第五十八条第一項中「(第五十七条第一項」とあるのは「(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「(生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、又は第五十七条第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第二項中「災害損失欠損金額とみなされたものを含み、次項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「災害損失欠損金額とみなされたものを含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額のうち当該内国法人に帰せられる

金額を加算した金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項の規定」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令第一百二十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「除く。」とあるのは「除く。以下この目において同じ。）」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるの

金額を加算した金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項の規定」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令第一百二十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「除く。」とあるのは「除く。以下この目において同じ。）」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるの

は「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）」と、「法第五十七條第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同条第八項中「第五項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の規定」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により

は「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額（法第五十七條第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）」と、「法第五十七條第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同条第八項中「第五項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の規定」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により

読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とあるのは「同条第二十条の三第二項の規定により当該内国法人」と、同条第十三項中「法第五十七条第二項の規定する未処理欠損金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」とあるのは「同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、同条第十四項中「同条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等」と、同令第一百三十一条中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定によ

読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とあるのは「同条第二十条の三第二項の規定により当該内国法人」と、同条第十三項中「法第五十七条第二項の規定する未処理欠損金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」とあるのは「同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、同条第十四項中「同条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等」と、同令第一百三十一条中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定によ

り当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七条第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」と、同項第三号中「（前条第五項）」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項）」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額

り当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七条第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」と、同項第三号中「（前条第五項）」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項）」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額

二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第四項」と、同令第一百三十二条の二第九項中「おける同項」とあるのは「おける地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項」と、「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、第三項又は第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項又は第三項」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」とあるのは「同令第二十条

二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第四項」と、同令第一百三十二条の二第九項中「おける同項」とあるのは「おける地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項」と、「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、第三項又は第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項又は第三項」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」とあるのは「同令第二十条

の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定に

の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定に

より読み替えられた前条第一項」と、同令第一百十六条第二項中「法第五十八條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項」と、同令第一百十六条の三第二項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項」と、同条第二項中「第一百十二條第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二條第二項」と、「第一百十二條第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二條第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八條第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七條第一項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項の」と、「欠損金額（同条第二項又は第五項）」とあるのは「個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項）」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額」と、「同条第二項の規定」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金

より読み替えられた前条第一項」と、同令第一百十六條第二項中「法第五十八條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項」と、同令第一百十六條の三第二項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項」と、同条第二項中「第一百十二條第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二條第二項中」と、「第一百十二條第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二條第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八條第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七條第一項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項の」と、「欠損金額（同条第二項又は第五項）」とあるのは「個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項）」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額」と、「同条第二項の規定」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金

額又は個別欠損金額に」と、「生じた第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「に相当する」とあるのは「又は個別欠損金額に相当する」と、同令第一百六条の三第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第一百七条の二第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二号中「法第五十七条第一項（）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項（）」と、「法第五十七条第一項又は」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」と、同令第一百八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項」と、「法第五十九条第一項に規定する」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百六条の三第一号」と、同条第二項中「法第五十九条第二項に係る」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に係る」と、同項第一号中「法第五十九条第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する」と、同号イ中「第一百七条の二第一号

額又は個別欠損金額に」と、「生じた第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「に相当する」とあるのは「又は個別欠損金額に相当する」と、同令第一百六条の三第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第一百七条の二第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二号中「法第五十七条第一項（）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項（）」と、「法第五十七条第一項又は」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」と、同令第一百八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項」と、「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、同条第二項中「法第五十九条第二項に係る」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に係る」と、同項第一号中「法第五十九条第二項 同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項 同項」と、「法第五十九条第二項及び」とあるのは

「とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十七条の二第一号」と、同号口中「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、同項第二号中「法第五十九条第二項に規定する」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、「法第五十九条第二項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、同条第三項中「法第五十九条第三項に係る」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る」と、「法第五十九条第三項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び」として、これらの規定の例によるものとする。

3及び4 略

（法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、同項第二号中「法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、同条

第三項中「法第五十九条第三項に係る」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る」と、「法第五十九条第三項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び」として、これらの規定の例によるものとする。

3及び4 略

（法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開

始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十の二第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開

始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度

開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被

開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被

合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十の二第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の

前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し

合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乘じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の

前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し

た金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十八条 道府県知事は、第二十五条の規定により中間納付額の還付をする場合においては、当該中間納付額（中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る中間納付額から、当該還付すべき中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の中間納付額の金額に達するまで順次遡つて求めた中間納付額の金額とする。）に、当該中間納付額の納付の日（当該中間納付額が法第七十二条の二十六第一項の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当を

た金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十八条 道府県知事は、第二十五条の規定により中間納付額の還付をする場合においては、当該中間納付額（中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る中間納付額から、当該還付すべき中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼつて求めた中間納付額の金額とする。）に、当該中間納付額の納付の日（当該中間納付額が法第七十二条の二十六第一項の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当を

する日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、

その日。次条第五項第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間

（第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、前条の規定により当該中間納付額に係る事業年度分の事業税に充当する場合には、この限りでない。

2 略

（更正又は決定の場合の中間納付額の還付）

第二十九条 略

2 道府県知事は、前項に規定する法人が法第七十二条の二十八第一項の規定によつて提出した申告書に記載した事業税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた事業税額を減額する更正（当該事業税額についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第五項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項第二号イにおいて「更正等」という。）をした場合において、その更正後の事業税額が当該事業税額に係る中間納付額に満た

する日

までの期間

（第二十五条第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除く。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、前条の規定により当該中間納付額に係る事業年度分の事業税に充当する場合には、この限りでない。

2 略

（更正又は決定の場合の中間納付額の還付）

第二十九条 略

2 道府県知事は、前項に規定する法人が法第七十二条の二十八第一項の規定によつて提出した申告書に記載した事業税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた事業税額を減額する更正

して、その更正後の事業税額が当該事業税額に係る中間納付額に満た

ないときはその満たない金額に相当する中間納付額を、その更正等後の
事業税額がないときは当該事業税額に係る中間納付額を還付する。

3 前項の規定により還付をする場合において、当該中間納付額のうちす
でに第二十五条から前条 まで又は前項の規定により還付されるこ
とが確定したものがあるときは、当該中間納付額は、その還付されるこ
とが確定した金額だけ減額されたものとみなして同項の規定を適用する
。

4 第二十六条から前条まで の規定は、第一項又は第二項の規定に
より中間納付額の還付をする場合について準用する。この場合において
、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条
の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該還付の基因となつた更正
又は決定に係る通知書」と

読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第一項の場合において、次の各号に掲げる
還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、同項の期間に算入しない
。

ないときはその満たない金額に相当する中間納付額を、その更正後の
事業税額がないときは当該事業税額に係る中間納付額を還付する。

3 前項の規定により還付をする場合において、当該中間納付額のうちす
でに第二十五条から第二十八条まで又は前項の規定により還付されるこ
とが確定したものがあるときは、当該中間納付額は、その還付されるこ
とが確定した金額だけ減額されたものとみなして同項の規定を適用する
。

4 第二十六条から第二十八条までの規定は、第一項又は第二項の規定に
より中間納付額の還付をする場合について準用する。この場合において
、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条
の二十八第二項の申告書」とあるのは、「当該還付の基因となつた更正
又は決定に係る通知書」と、第二十八条中「(第二十五条第一項の規定
による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の法第
七十二條の二十八の規定による申告書の提出期限後にあつた場合におい
ては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除
く。）」とあるのは「(法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四
十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定により
還付する場合においては、当該中間納付額に係る事業年度分の事業税の
法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決
定があつた日までの期間を除く。）」と読み替えるものとする。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から同項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づ

き行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

(法第七十三条の四第一項第二十三号の不動産)

第三十七条の五の二 略

2 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する関西国際空港株式会社が関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一及び二 略

三 関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施設(第五十二条の十の七第三号)において「航空保安施設」という。)の用に供する不動産

3 略

4 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四条第二項に規定する指定会社が同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一及び二 略

三 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第六条第一項第二号に規定する航空保安施設(第五十二条の十の十第三号)において「航空保安施設」という。)の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第二十三号の不動産)

第三十七条の五の二 略

2 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する関西国際空港株式会社が関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一及び二 略

三 関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施設(第五十二条の十の十第三号)において「航空保安施設」という。)の用に供する不動産

3 略

4 法第七十三条の四第一項第二十三号に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四条第二項に規定する指定会社が同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一及び二 略

三 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第六条第一項第二号に規定する航空保安施設(第五十二条の十の十四第三号)において「航空保安施設」という。)の用に供する不動産

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

- 一 共同住宅等(法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等を含む。次号、第三十九条の二の三第一項及び第三十九条の三において同じ。)以外の住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを含む。以下この条及び第三十九条の三において同じ。) 当該建築に係る住宅(当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあつては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあつては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。)の床面積(区分所有される住宅にあつては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して 得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八及び第三十九条の二の三第一項第一号において同じ。)が五十平方メートル(当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築
- 二 共同住宅等の住宅の建築 当該建築に係る住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積(当該住宅に共同の用に供される部分(当該住宅が区分所有される住宅である場合

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 法第七十三条の十四第一項に規定する住宅の建築で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の建築の区分に応じ、当該各号に定める住宅の建築とする。

- 一 共同住宅等(法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等を含む。次号、第三十九条の二の四第一項及び第三十九条の三において同じ。)以外の住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを含む。以下この条及び第三十九条の三において同じ。) 当該建築に係る住宅(当該建築が住宅と一構となるべき住宅の新築である場合にあつては一構をなすこれらの住宅とし、当該建築が住宅の増築又は改築である場合にあつては当該増築又は改築がされた後の住宅とする。以下次条までにおいて同じ。)の床面積(区分所有される住宅にあつては、居住の用に供する専有部分の床面積とし、当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積をあん分して得た面積を当該専有部分の床面積に算入するものとする。第三十七条の十八及び第三十九条の二の四第一項第一号において同じ。)が五十平方メートル(当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築
- 二 共同住宅等の住宅の建築 当該建築に係る住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積(当該住宅に共同の用に供される部分(当該住宅が区分所有される住宅である場合

には、当該住宅に係る共用部分を含む。）があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次条及び第三十九条の二の三第一項第二号において同じ。）が、五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

には、当該住宅に係る共用部分を含む。）があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次条及び第三十九条の二の四第一項第二号において同じ。）が、五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下の住宅の建築

（法第七十三条の十四第六項の農業近代化資金等）

第三十七条の十九 法第七十三条の十四第六項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

2 法第七十三条の十四第六項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

（法第七十三条の十四第六項の施設）

第三十八条 法第七十三条の十四第六項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法第七十三条の十四第六項の資金（次号及び第三号に定める資金を

除く。)の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合(事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。)が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)別表第一第九号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第五号若しくは第七号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合(企業組合を除く。)又は商工組合が保管若しくは加工又は共同計算センターの用に供する家屋

三 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十条第一項の資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合(企業組合を除く。)又は商工組合が製造又は加工の用に供する家屋

(法第七十三条の十四第七項の施設)

第三十八条の二 法第七十三条の十四第七項に規定する連携等又は中小企業集積の活性化に寄与する事業の用に供する施設で政令で定めるものは、事業協同組合が保管、生産、加工、修理又は展示の用に供する家屋

、事業協同組合が新商品又は新技術の開発の用に供する家屋で総務省令で定めるもの及び事業協同組合が設置する小売商業又はサービス業の経営形態の近代化を図るための共同店舗で総務省令で定めるものとする。

(法第七十三条の第十四第六項の不動産)

第三十八条 法第七十三条の第十四第六項に規定する政令で定める不動産は、地方公共団体、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構が同

項に規定する公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものとする。

(法第七十三条の第十四第六項の不動産等の価格の決定)

第三十九条 道府県知事は、次の各号に掲げる不動産でそれらの価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該各号に掲げる日現在におけるその価格を決定するものとする。

- 一 法第七十三条の第十四第六項に規定する被収用不動産等 収用され、若しくは譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日
- 二 法第七十三条の第十四第八項に規定する従前の不動産で土地区画整理法第九十四条の規定による清算金を受けたもの 換地処分の公告があった日
- 三 法第七十三条の第十四第八項に規定する従前の不動産で都市再開発法第九十一条第一項の規定による補償金を受けたもの 権利変換期日
- 四 法第七十三条の第十四第八項に規定する従前の不動産で大都市地域に

(法第七十三条の第十四第八項の不動産)

第三十八条の三 法第七十三条の第十四第八項に規定する政令で定める不動産は、地方公共団体、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構が同

項に規定する公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものとする。

(法第七十三条の第十四第八項の不動産等の価格の決定)

第三十九条 道府県知事は、次の各号に掲げる不動産でそれらの価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該各号に掲げる日現在におけるその価格を決定するものとする。

- 一 法第七十三条の第十四第八項に規定する被収用不動産等 収用され、若しくは譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日
- 二 法第七十三条の第十四第十項に規定する従前の不動産で土地区画整理法第九十四条の規定による清算金を受けたもの 換地処分の公告があった日
- 三 法第七十三条の第十四第十項に規定する従前の不動産で都市再開発法第九十一条第一項の規定による補償金を受けたもの 権利変換期日
- 四 法第七十三条の第十四第十項に規定する従前の不動産で大都市地域に

おける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金を受けたもの 換地処分公告があつた日

五 法第七十三条の十四第八項に規定する従前の不動産で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百二十六条第一項の規定による補償金を受けたもの 同法第二百二十五条第一項第二十二号の権利変換期日

六 法第七十三条の十四第九項第一号の交換分合によつて失つた土地当該交換分合に係る交換分合計画の公告があつた日

七 略

（法第七十三条の十四第八項の政令で定める場合）

第三十九条の二 法第七十三条の十四第八項第二号に規定する政令で定める場合は、市街地再開発事業の施行者が、施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法第七十一条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

2 法第七十三条の十四第八項第三号に規定する政令で定める場合は、住宅街区整備事業の施行者が、既存住宅区、集合農地区又は施設住宅の規模、換地設計又は環境等につき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第三項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があること

おける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金を受けたもの 換地処分公告があつた日

五 法第七十三条の十四第十項に規定する従前の不動産で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百二十六条第一項の規定による補償金を受けたもの 同法第二百二十五条第一項第二十二号の権利変換期日

六 法第七十三条の十四第十二項第一号の交換分合によつて失つた土地当該交換分合に係る交換分合計画の公告があつた日

七 略

（法第七十三条の十四第十項の政令で定める場合）

第三十九条の二 法第七十三条の十四第十項第二号に規定する政令で定める場合は、市街地再開発事業の施行者が、施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法第七十一条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

2 法第七十三条の十四第十項第三号に規定する政令で定める場合は、住宅街区整備事業の施行者が、既存住宅区、集合農地区又は施設住宅の規模、換地設計又は環境等につき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十四条第三項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があること

により同項の申出がされたと認める場合とする。

3 法第七十三条の第十四第八項第四号に規定する政令で定める場合は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業の同法第一百七十七条第一号に規定する施行者が、同条第五号に規定する防災施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、同法第二百三条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不相当とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

(法第七十三条の第十四第九項の政令で定める土地の取得)

第三十九条の二の二 法第七十三条の第十四第九項に規定する政令で定める土地の取得は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の四第一項の規定により交換分合計画において当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定められた土地の取得とする。

により同項の申出がされたと認める場合とする。

3 法第七十三条の第十四第十項第四号に規定する政令で定める場合は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業の同法第一百七十七条第一号に規定する施行者が、同条第五号に規定する防災施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、同法第二百三条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不相当とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

(法第七十三条の第十四十一項の政令で定める不動産)

第三十九条の二の二 法第七十三条の第十四十一項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

- 一 店舗の用に供する不動産
- 二 事務所の用に供する不動産
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設の用に供する不動産

(法第七十三条の第十四十二項の政令で定める土地の取得)

第三十九条の二の三 法第七十三条の第十四十二項に規定する政令で定める土地の取得は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の四第一項の規定により交換分合計画において当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定められた土地の取得とする。

(法第七十三条の二十四第一項の政令で定める住宅等)

第三十九条の二三 略

2 略

(法第七十三条の二十七の二第一項の不動産)

第三十九条の四 法第七十三条の二十七の二第一項に規定する政令で定める不動産は、第三十八条 に規定する不動産とする。

(法第七十三条の二十七の五第一項の政令で定める区域)

第三十九条の五 法第七十三条の二十七の五第一項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域とする。

(法第七十三条の二十七の五第一項の土地改良事業の完了の日)

第三十九条の六 法第七十三条の二十七の五第一項に規定する土地改良法による土地改良事業の完了の日として政令で定める日は、次の各号に掲

(法第七十三条の二十四第一項の政令で定める住宅等)

第三十九条の二の四 略

2 略

(法第七十三条の二十七の二第一項の不動産)

第三十九条の四 法第七十三条の二十七の二第一項に規定する政令で定める不動産は、第三十八条の三に規定する不動産とする。

(法第七十三条の二十七の五第一項の事業)

第三十九条の五 法第七十三条の二十七の五第一項に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)第二条第一項第三号に掲げる事業とする。

(法第七十三条の二十七の六第一項の政令で定める区域)

第三十九条の六 法第七十三条の二十七の六第一項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域とする。

(法第七十三条の二十七の六第一項の土地改良事業の完了の日)

第三十九条の七 法第七十三条の二十七の六第一項に規定する土地改良法による土地改良事業の完了の日として政令で定める日は、次の各号に掲

げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 四 略

(法第七十三条の二十七の六第一項の政令で定める換地)

第三十九条の七

法第七十三条の二十七の六第一項に規定する政令で

定める換地は、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 四 略

(法第七十三条の二十七の七第一項の政令で定める換地)

第三十九条の七の二

法第七十三条の二十七の七第一項に規定する政令で

定める換地は、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

(法第七十三条の二十七の八第一項の外国人留学生の寄宿舍)

第三十九条の七の三

法第七十三条の二十七の八第一項に規定する政令で

定める外国人留学生の寄宿舍は、専ら同項に規定する外国人留学生の居住の用に供する寄宿舍で、当該外国人留学生の生活の向上に資すると認められるものとする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 略

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条

第一項(同法第四百五条において準用する場合を含む。以下この項に

おいて同じ。)の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条

の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額(法第三百二十

一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。)に係る個別帰属法人

税額に基づいて算定した市町村民税額(以下この条において「市町村民

税の確定額」という。)で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 略

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条

第一項(同法第四百五条において準用する場合を含む。以下この項に

おいて同じ。)の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条

の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額(法第三百二十

一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。)に係る個別帰属法人

税額に基づいて算定した市町村民税額(以下この条において「市町村民

税の確定額」という。)で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一

条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定による申告書に係るものに限る。）又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間に应じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3
略

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 略

条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定による申告書に係るものに限る。）又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間に应じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3
略

（外国の法人税等の額の控除）

第四十八条の十三 略

7 内国法人が適格合併（法人税法第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同法第十二条第十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項

において同じ。）

（以下この条において「適格合併等」と

いう。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第十二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ
。）又は現物出資法人（同法第十二条の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項

において同じ。）

（第十二項、第十九項及び第二十二項

において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

7 内国法人が適格合併（法人税法第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十七項

において同じ。）、適格現物出資（同法第十二条第十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）又は適格現物分配（同法

第十二条第十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）

（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第十二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ
。）、現物出資法人（同法第十二条の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）又は現物分配法人（同法第十二条の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項

及び第十七項において同じ。）（第十四項、第二十二項及び第二十六項

において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）がある他の連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）がある他の連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 適格分割型分割（法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。） 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等（適格分割型分割の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があると

二 適格分割又は

適格現物出資

(以下この条に

おいて「適格分割等

」という。)

当該適格分割等

に係

る分割法人又は現物出資法人

(以下

この条において

「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等(適格分割等

の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損

きは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人又は当該分割法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。)の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割型分割により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

三 適格分社型分割(法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分

社型分割をいう。)、適格現物出資又は適格現物分配(以下この条に

おいて「適格分社型分割等」という。)

当該適格分社型分割等に係

る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下第十七項から第十

九項まで及び第二十九項から第三十一項までを除き、この条において「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等(適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損

金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

8 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等」という。）の開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

8 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 略

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第二号において「合併事業年度等」という。）の開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

9 第七項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受け

た事業に係る部分の金額は、当該分割法人の次の各号に掲げる分割前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等（次号に掲げる分割前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人の分割前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十四項第二号において「分割承継事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の分割承継事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

10| 第七項（同項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人等

9| 第七項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人等

の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等 に係る分割法人等の当該適格分割等 の日の

属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人の当該適格分割等 の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の

うち当該内国法人の当該適格分割等 の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十一項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

10| 略

の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分社型分割等 に係る分割法人等の当該適格分社型分割等 の日の

属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人の当該適格分社型分割等 の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分社型分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の

うち当該内国法人の当該適格分社型分割等 の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十五項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11| 略

12| 第七項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の

同項の内国法人の適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第六項の規定の適用については、当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人の第九項各号に掲げる分割前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

11) 第七項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割等 の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第六項の規定の適用については、当該適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第九項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

12) 第七項の内国法人の適格合併等 の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「内国法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等に又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等 にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該内国法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等 が当該内国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人の当該適格合併等 の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。

13) 第七項（同項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第六項の規定の適用については、当該適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14) 第七項の内国法人の適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「内国法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格組織再編成に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等、分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格組織再編成にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該内国法人三年前事業年度等開始日（当該適格組織再編成 が当該内国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。

以下この項において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該内国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第八項から前項までの規定を適用する。

以下この項において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該内国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第八項から前項までの規定を適用する。

15) 第七項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余額額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の控除限度超過額に当該分割前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人の分割前三年内事業年度等において納付することとなつた外国の法人税等の額

ロ イに掲げる金額のうち当該分割法人から移転を受ける事業に係る所得に基因して当該分割法人が納付することとなつた金額に相当する金額

二 市町村民税の控除余額 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の市町村民税の控除余額(第六項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。)に当該分割前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれ

13| 第七項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余額額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ及びロ 略

二 市町村民税の控除余額 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余額（第六項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する

それぞれ乗じて計算した金額

16| 第七項第三号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余額額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ及びロ 略

二 市町村民税の控除余額 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余額（第六項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額

ロ イに掲げる金額のうち当該分割法人から移転を受ける事業に係る部分の金額

16| 第七項第三号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余額額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 控除限度超過額 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ及びロ 略

二 市町村民税の控除余額 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余額（第六項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額

国外所得金額（同令第四百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。第二十三項第一号において「国外所得金額」という。）又は同令第五百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額（第二十三項第一号において「個別国外所得金額」という。）

口 略

14| 第七項の規定は、適格分割等

により当該適格分割等に係る分割法人等

から事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

15| 内国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十五項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とす

口 略

17| 第七項の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下こ

の項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までにおいて「適格分割等」という。）により当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次項、第十九項及び第二十九項から第三十一項までにおいて「分割法人等」という。）から事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

18| 内国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第三十項において同じ。）開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とす

る。

16| 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）

（以下この項において「

分割承継法人等」という。）が第七項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第六項の規定の適用については、当該分割法人等の

分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第七項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

17| 略

18| 略

19| 所得等申告法人が適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 略

る。

19| 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）又は被現物分配法人（同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第七項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第六項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第七項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

20| 略

21| 略

22| 所得等申告法人が適格組織再編成により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 略

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年

二 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

20 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割型分割により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

三 適格分社型分割等 当該適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分社型分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

23 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

一及び二 略

24 第二十二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の所得等申告法人の適格分割型分割の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人の次の各号に掲げる分割前三年内事業年度等の区分に応じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。

21] 第十九項 (同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場

合の同項の所得等申告法人の適格分割等 の日の属する事業年度又

は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十八項

の規定の適用については、当該適格分割等 に係る分割法人等の

分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規

定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当

該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応

じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度

の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等 (

次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第

三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人等

の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の

各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等 に係る分割法人等の当該適格分割等 の日の

一 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等 (次号に
掲げる分割前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人の分割前三
年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又
は各連結事業年度

二 適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等のうち当
該所得等申告法人の分割承継事業年度等開始の日以後に開始したもの
当該所得等申告法人の分割承継事業年度等開始の日の前日の属する
事業年度又は連結事業年度

25] 第二十二項 (同項第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場

合の同項の所得等申告法人の適格分社型分割等の日の属する事業年度又

は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一

項の規定の適用については、当該適格分社型分割等に係る分割法人等の

分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、同号に規

定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当

該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応

じ、当該所得等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度

の控除未済外国法人税等額とみなす。

一 適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等 (

次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第

三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人等

の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該所得等申告法人の

各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分社型分割等に係る分割法人等の当該適格分社型分割等の日の

属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

22 第十九項 の所得等申告法人の適格合併等 の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等 に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等

又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等 にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等 が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格合併等 の日の属する

属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該所得等申告法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該所得等申告法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分社型分割等 に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日以後に開始したもの 当該所得等申告法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

26 第二十二項 の所得等申告法人の適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格組織再編成に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等、分割

前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格組織再編成にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日（当該適格組織再編成が当該所得等申告法人を設立するものである場合にあつては、当該所得等申告法人の当該適格組織再編成の日の属する

事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前二項の規定を適用する。

23| 第十九項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

24| 第十九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法

事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該所得等申告法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該所得等申告法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、前三項の規定を適用する。

27| 第二十二項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割型分割に係る分割法人の分割前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

- 一 当該分割法人の国外所得金額又は個別国外所得金額
- 二 前号に掲げる金額のうち当該分割法人から移転を受ける事業に係る部分の金額

28| 第二十二項第三号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一及び二 略

29| 第二十二項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法

人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

25] 略

26] 適格分割等に係る所得等申告法人が第十九項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第十八項の規定の適用については、当該分割法人等の

分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第十九項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

27] 略

28] 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第四項に規定する申告書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第六項又は第十八項の規定については、

人等から事業の移転を受けた所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該所得等申告法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

30] 略

31] 適格分割等に係る所得等申告法人が第二十二項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十一項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、第二十二項の規定により当該所得等申告法人の前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなされる金額は、ないものとする。

32] 略

33] 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第四項に規定する申告書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第六項又は第二十一項の規定については、

当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法第三百四十八条第二号の固定資産)

第四十九条の二の二 法第三百四十八条第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産(第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。)とする。

一 略

二 ダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下この項、第五十一条の十六の二第三号、第五十一条の十六の四第三号及び第五十二条の十の二において同じ。)の用に供する固定資産(当該ダムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価

当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法第三百四十八条第二号の固定資産)

第四十九条の二の二 法第三百四十八条第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産(第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。)とする。

一 略

二 ダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下この項、第五十一条の十六の二第三号、第五十一条の十六の四第三号及び第五十二条の十の三において同じ。)の用に供する固定資産(当該ダムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価

格に相当する部分を除く。) 共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置(農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。)のうち次に掲げるものとする。

三〇六 略

二及び三 略

(法第三百四十九条の三第四項の法人等)

第五十二条の二の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇五 略

二 法第三百四十九条の三第四項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置(農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。)のうち次に掲げるものとする。

一 略

二 次に掲げる資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額が三百三十万円以上のもの

イ 政府又は都道府県の利子補給に係る農業近代化資金融通法(昭和三十三年法律第二百二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金

口 略

格に相当する部分を除く。) 共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置(農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。)のうち次に掲げるものとする。

三〇六 略

二及び三 略

(法第三百四十九条の三第四項の法人等)

第五十二条の二の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一〇五 略

二 法第三百四十九条の三第四項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置(農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。)のうち次に掲げるものとする。

一 略

二 次に掲げる資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額が三百三十万円以上のもの

イ 政府又は都道府県の利子補給に係る農業近代化資金融通法(昭和三十三年法律第二百二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金

口 略

ハ 政府又は都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金融通法（昭和

四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金

ニ〜ハ 略

ト 株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける株式会社日本政策金融公

庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号又は第九号の下

欄に掲げる資金

チ 略

三 略

（法第三百四十九条の三第十項の固定資産）

第五十二条の三 法第三百四十九条の三第十項に規定する日本放送協会が

直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〜四 略

（法第三百四十九条の三第十一項の設備）

第五十二条の三の二 法第三百四十九条の三第十一項に規定する独立行政

法人日本原子力研究開発機構が設置する独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十七条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する設備のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

ハ 政府又は都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金融通法

第二条第三項に規定する漁業近代化資金

ニ〜ハ 略

ト 株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける株式会社日本政策金融公

庫法 別表第一第八号又は第九号の下

欄に掲げる資金

チ 略

三 略

（法第三百四十九条の三第九項の固定資産）

第五十二条の三 法第三百四十九条の三第九項に規定する日本放送協会が

直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〜四 略

（法第三百四十九条の三第十項の設備）

第五十二条の三の二 法第三百四十九条の三第十項に規定する独立行政

法人日本原子力研究開発機構が設置する独立行政法人日本原子力研究開発機構法第十七条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する設備のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十二項の家屋)

第五十二条の三の三 法第三百四十九条の三第十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く。）とする。

(法第三百四十九条の三第十三項の構築物)

第五十二条の五 法第三百四十九条の三第十三項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備、車庫構築物及び工場構築物とする。

(法第三百四十九条の三第十四項の鉄道施設)

第五十二条の五の二 法第三百四十九条の三第十四項に規定する本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ、北海道旅客鉄道株式会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

2 法第三百四十九条の三第十四項に規定する本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有し、かつ、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）（附則第二条第一項第一号に規定する西日本旅客鉄道株式会社（以下この項において「西日本旅客鉄道株式会社」という。）又は同条第一項第

(法第三百四十九条の三第十一項の家屋)

第五十二条の三の三 法第三百四十九条の三第十一項に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く。）とする。

(法第三百四十九条の三第十二項の構築物)

第五十二条の五 法第三百四十九条の三第十二項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備、停車場設備、車庫構築物及び工場構築物とする。

(法第三百四十九条の三第十三項の鉄道施設)

第五十二条の五の二 法第三百四十九条の三第十三項に規定する本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ、北海道旅客鉄道株式会社に貸し付けている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

2 法第三百四十九条の三第十三項に規定する本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有し、かつ、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）（附則第二条第一項第一号に規定する西日本旅客鉄道株式会社（以下この項において「西日本旅客鉄道株式会社」という。）又は同条第一項第

二号に掲げる者（同法の施行の日の前日において西日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により同法の施行の日以後経営する者に限る。）及び四国旅客鉄道株式会社を利用してしている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

（法第三百四十九条の三第十五項の水域及び事業）

第五十二条の六 法第三百四十九条の三第十五項に規定する政令で定める水域は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号イに規定する多目的用水路とする。

2 法第三百四十九条の三第十五項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

（法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産）

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十六項に規定する独立行政法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一 三 略

（法第三百四十九条の三第十七項の家屋及び償却資産）

二号に掲げる者（同法の施行の日の前日において西日本旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により同法の施行の日以後経営する者に限る。）及び四国旅客鉄道株式会社を利用してしている線路設備その他の鉄道施設で総務省令で定めるものとする。

（法第三百四十九条の三第十四項の水域及び事業）

第五十二条の六 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める水域は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号イに規定する多目的用水路とする。

2 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

（法第三百四十九条の三第十五項の家屋及び償却資産）

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十五項に規定する独立行政法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一 三 略

（法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産）

第五十二条の九 法第三百四十九条の三第十七項に規定する独立行政法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人海洋研究開発機構法第十七条第一項第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十八項の償却資産)

第五十二条の十 法第三百四十九条の三第十八項に規定する熱供給事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、汽罐^{かん}設備、冷凍設備、熱交換設備（屋内管に接続するものを除く。）、給排水設備、制御設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びに温水又は冷水の貯水槽、循環ポンプ及び導管（供給管及び屋内管を除き、導管を設置するために設けられたトンネルを含む。）とする。

第五十二条の九 法第三百四十九条の三第十六項に規定する独立行政法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接独立行政法人海洋研究開発機構法第十七条第一項第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第十七項の償却資産)

第五十二条の十 法第三百四十九条の三第十七項に規定する熱供給事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、汽罐^{かん}設備、冷凍設備、熱交換設備（屋内管に接続するものを除く。）、給排水設備、制御設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びに温水又は冷水の貯水槽、循環ポンプ及び導管（供給管及び屋内管を除き、導管を設置するために設けられたトンネルを含む。）とする。

(法第三百四十九条の三第十八項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十一 法第三百四十九条の三第十八項に規定する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、直接独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一條第一項第五号に規定する石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の家屋及び償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第十九項の家屋及び償却資産の部分)

第五十二条の十一の二 略

(法第三百四十九条の三第二十項の固定資産)

第五十二条の十一の三 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の償却資産)

第五十二条の十一の四 略

(法第三百四十九条の三第二十二項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十一の五 略

(法第三百四十九条の三第二十三項の土地)

第五十二条の十一の六 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する独立行

政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業機械
化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する土地で

一 事務所

二 宿舎

(法第三百四十九条の三第十九項の家屋及び償却資産の部分)

第五十二条の十一の三 略

第五十二条の十一の四 削除

(法第三百四十九条の三第二十項の固定資産)

第五十二条の十一の五 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の償却資産)

第五十二条の十一の六 略

第五十二条の十一の七 削除

(法第三百四十九条の三第二十二項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十一の八 略

(法第三百四十九条の三第二十三項の固定資産)

第五十二条の十一の九 法第三百四十九条の三第二十三項に規定する独立行

政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業機械
化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で

政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する土地
- 二 宿舎の用に供する土地

(法第三百四十九条の三第二十四項の固定資産)

第五十二条の十七 略

(法第三百四十九条の三第二十五項の特定鉄道事業者及び構築物)

第五十二条の十八 略

政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舎の用に供する固定資産

(法第三百四十九条の三第二十四項の固定資産)

第五十二条の十 略

(法第三百四十九条の三第二十五項の特定鉄道事業者及び構築物)

第五十二条の十一 略

(法第三百四十九条の三第二十七項の土地)

第五十二条の十二 法第三百四十九条の三第二十七項に規定する土地で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が所有する第四十九条の二の二第一項第三号及び第四号に掲げる固定資産のうち、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で同項の総務省令で定めるものの用に供する土地とする。

(法第三百四十九条の三第二十八項の償却資産)

第五十二条の十の九 法第三百四十九条の三第二十七項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産（以下この条において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなつたこと

第五十二条の十の十三 法第三百四十九条の三第二十八項に規定する政令で定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産（以下この条において「既設資産」という。）を当該事業の用に供しなくなつたこ

に伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第二十八項の固定資産)

第五十二条の十の十 法第三百四十九条の三第二十八項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 三 略

に伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外の償却資産とする。

(法第三百四十九条の三第二十九項の固定資産)

第五十二条の十の十四 法第三百四十九条の三第二十九項に規定する中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 三 略

(法第三百四十九条の三第三十項の償却資産)

第五十二条の十の十五 法第三百四十九条の三第三十項に規定する独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、直接基盤技術研究円滑化法第七条第一号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の償却資産とする。

- 一 事務所の用に供する償却資産
- 二 宿舍の用に供する償却資産

(法第三百四十九条の三第三十二項の固定資産)

第五十二条の十の十六 法第三百四十九条の三第三十二項に規定する自動車安全運転センターが所有し、かつ、直接自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)第二十九条第一項第一号又は第二号に規定

(法第五百八十七条第一項の取得等)

第五十四条の三十二 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

- 一 公共事業（法第七十三条の十四第六項に規定する公共事業をいう。以下この号において同じ。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと市町村長が認める土地（当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該被収用不動産等に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地

する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外の固定資産とする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舎の用に供する固定資産

(法第五百八十七条第一項の取得等)

第五十四条の三十二 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

- 一 公共事業（法第七十三条の十四第八項に規定する公共事業をいう。以下本号において同じ。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下本条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと市町村長が認める土地（当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該被収用不動産等に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地

とする。)を取得した場合における当該土地の取得

二 法第七十三条の第十四第七項の規定の適用がある土地の取得

三 法第七十三条の第十四第八項第二号に掲げる補償金又は同項第三号に掲げる清算金を受けた者が、同項第二号又は第三号に定める日から二年以内に、当該補償金又は清算金を受けた不動産(以下この条において「従前の不動産」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該従前の不動産に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

四く七 略

2 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一及び二 略

三 土地でその取得が前項第一号から第三号までに掲げる取得に該当するもの 当該土地(当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三条の第十四第七項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。)のうち、当該土地に係る従前の不動産等(被収用不動産等、同項に規定する従前の宅地等又は従前の不動産をいう。以下この号及び第五十四条の三十四第二項第七号において同じ。)が非適用土地であった土地(当該従前の不動産等で土地以外のものに代わる土地を含む。)

四く七 略

とする。)を取得した場合における当該土地の取得

二 法第七十三条の第十四第九項の規定の適用がある土地の取得

三 法第七十三条の第十四第十項第二号に掲げる補償金又は同項第三号に掲げる清算金を受けた者が、同項第二号又は第三号に定める日から二年以内に、当該補償金又は清算金を受けた不動産(以下本条において「従前の不動産」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該従前の不動産に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

四く七 略

2 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一及び二 略

三 土地でその取得が前項第一号から第三号までに掲げる取得に該当するもの 当該土地(当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三条の第十四第九項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。)のうち、当該土地に係る従前の不動産等(被収用不動産等、同項に規定する従前の宅地等又は従前の不動産をいう。以下本号及び第五十四条の三十四第二項第七号において同じ。)が非適用土地であった土地(当該従前の不動産等で土地以外のものに代わる土地を含む。)

四く七 略

3 略

4 法第五百八十七條第二項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる土地の取得（当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三條の十四第七項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地の取得に限る。）

二 五 略

（法第六百三條第一項の取得等）

第五十四條の四十六 法第六百三條第一項に規定する政令で定める取得は、法第七十三條の二十七の六 の規定の適用がある土地の取得とする。

2 法第六百三條第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 略

二 土地でその取得が法第七十三條の二十七の三の規定の適用がある取得

もの 当該土地のうち、当該取得の直前において非適用土地であつた

土地

三 略

3 5 略

3 略

4 法第五百八十七條第二項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる土地の取得（当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三條の十四第九項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地の取得に限る。）

二 五 略

（法第六百三條第一項の取得等）

第五十四條の四十六 法第六百三條第一項に規定する政令で定める取得は、法第七十三條の二十七の七第一項の規定の適用がある土地の取得とする。

2 法第六百三條第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 略

二 土地でその取得が法第七十三條の二十七の三の規定の適用がある取得又は法第七十三條の二十七の九の規定の適用がある取得に該当する

もの 当該土地のうち、当該取得の直前において非適用土地であつた

土地

三 略

3 5 略

6 法第六百三条第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 略

二 第二項第二号に規定する土地の取得

二年

三 第二項第三号に規定する土地の取得（次号及び第五号に掲げる

土地の取得を除く。） 三年

四 第二項第三号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の四

の規定の適用がある土地の取得（同条第一項に規定する建築施設の部分の取得に限る。）に限る。） 当該土地の取得の日から都市再

開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日までの期間（当該期間が五年を超える場合には、五年）

五 第二項第三号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の四

の規定の適用がある土地の取得（同条第一項に規定する公共施設（以下この号において「公共施設」という。）の用に供する土地の取得に限る。）に限る。） 当該土地の取得の日から都市再開発法第百

6 法第六百三条第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 略

二 第二項第二号に規定する土地の取得（次号に掲げる土地の取得を除く。） 二年

三 第二項第二号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の九の規定の適用がある土地の取得に限る。） 五年

四 第二項第三号に規定する土地の取得（次号から第七号までに掲げる土地の取得を除く。） 三年

五 第二項第三号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の四第五項の規定の適用がある土地の取得に限る。） 当該土地の取得の日から都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日以後六月を経過する日までの期間（当該期間が五年を超える場合には、五年）

六 第二項第三号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の四第

七項の規定の適用がある土地の取得（同項に規定する建築施設の部分の取得に限る。）に限る。） 当該土地の取得の日から都市再

開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日までの期間（当該期間が五年を超える場合には、五年）

七 第二項第三号に規定する土地の取得（法第七十三条の二十七の四第

七項の規定の適用がある土地の取得（同項に規定する公共施設（以下本号において「公共施設」という。）の用に供する土地の取得に限る。）に限る。） 当該土地の取得の日から都市再開発法第百

十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日までの期間（当該期間が五年を超える場合には、五年）

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十一万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十四万円とする。

3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十二万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

2 略

十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日までの期間（当該期間が五年を超える場合には、五年）

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十二項に規定する政令で定める金額は、五十一万円とする。

2 法第七百三条の四第二十一項に規定する政令で定める金額は、十四万円とする。

3 法第七百三条の四第三十項に規定する政令で定める金額は、十二万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

2 略

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十七項を除く。)及び第二章第一節(第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び法第三百二十一条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十四項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十二項を除く。)及び第二章第一節(第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び法第三百二十一条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十四項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村

「とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる」とあるのは「とすることができる」とし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項

「とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる」とあるのは「とすることができる」とし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十一項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項中

「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の八第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十項 まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の六まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条第七項、第八条の二から第八条の四まで、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十条まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第四十一条までの規定とする。

附則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第四条の五 法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される

「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の八第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の九まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条第五項、第八条の二から第八条の四まで、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十条まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第四十一条までの規定とする。

附則

法第三十七条の二第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

2 法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の七第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

（第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規

（第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規

定の適用に関する読替え)

第四条の六 略

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第五条の三 略

2 略

3 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第十一項に規定する連結子法人の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項、第八条の二十三第一項、第四十八条の十一の六第一項、第四十八条の十一の九第一項及び第四十八条の十一の十二第一項の規定の適用については、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第十二条の五第五項」とあるのは「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」と、第四十八条の十一の二第一項中「第八条の十三第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項」と、第四十八条の十一の六第一項中「第八条の

定の適用に関する読替)

第四条の五 略

(個人の道府県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)

第五条の三

平成二十二年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る法第四十七条第一項第一号に規定する政令で定める金額は、第八条の三の規定にかかわらず、三千三百円とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)

第五条の四 略

2 略

3 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第十一項に規定する連結子法人の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項、第八条の二十三第一項、第四十八条の十一の二第一項、第四十八条の十一の六第一項、第四十八条の十一の九第一項及び第四十八条の十一の十二第一項の規定の適用については、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第十二条の五第五項」とあるのは「第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項」と、第四十八条の十一の二第一項中「第八条の十三第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十三第一項」と、第四十八条の十一の六第一項中「第八条の

十七第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項」と、第四十八条の十一の九第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の十二第一項中「第八条の二十三第一項」とあるのは「附則第五条の三第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項」とする。

第五条の四 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同

法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第

十七第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の十七第一項」と、第四十八条の十一の九第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の十二第一項中「第八条の二十三第一項」とあるのは「附則第五条の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三第一項」とする。

第五条の五 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同

法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第

九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

第四十八条の 十	第八條の六第一項から第五 項までの規定	附則第五条の四の規定により 読み替えて適用される第八條 の六第一項から第五項までの 規定
第四十八条の 十一の二第一 項	第八條の十三第一項	附則第五条の四の規定により 読み替えて適用される第八條 の十三第一項
第四十八条の 十一の六第一 項	第八條の十七第一項	附則第五条の四の規定により 読み替えて適用される第八條 の十七第一項
第四十八条の 十一の九第一 項	第八條の二十第一項	附則第五条の四の規定により 読み替えて適用される第八條 の二十第一項
第四十八条の 十一の十二第 一項	第八條の二十三第一項	附則第五条の四の規定により 読み替えて適用される第八條 の二十三第一項

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)

第五条の五 略

(特定寄附信託に係る利子等の支払の事務)

略

第四十八条の 十	第八條の六第一項から第五 項までの規定	附則第五条の五の規定により 読み替えて適用される第八條 の六第一項から第五項までの 規定
第四十八条の 十一の二第一 項	第八條の十三第一項	附則第五条の五の規定により 読み替えて適用される第八條 の十三第一項
第四十八条の 十一の六第一 項	第八條の十七第一項	附則第五条の五の規定により 読み替えて適用される第八條 の十七第一項
第四十八条の 十一の九第一 項	第八條の二十第一項	附則第五条の五の規定により 読み替えて適用される第八條 の二十第一項
第四十八条の 十一の十二第 一項	第八條の二十三第一項	附則第五条の五の規定により 読み替えて適用される第八條 の二十三第一項

(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続)

第六条 略

第六条 法附則第八条の三の二の規定によりみなして適用する場合における法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連する事務を含む。）で政令で定めるものは、当該特定寄附信託に関する事務とする。

（法人の事業税に係る特例）

第六条の二 略

2 略

3 法附則第九条第十項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

（法附則第十条第二項の区間等）

第六条の十六 略

2 略
3 略
4 略

（法人の事業税に係る特例）

第六条の二 略

2 略

3 法附則第九条第十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十一項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

（法附則第十条第二項の区間等）

第六条の十六 略

2 略
3 略
4 略

5 法附則第十条第五項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構法（以下この項において「機構法」という。）附則第十二条第一項第一号に規定する業務（機構法附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第十九条第一項第一号イ又はハに規定する業務に限る。）の

用に供する不動産で次に掲げるもの以外のもの

イ 事務所の用に供する不動産

ロ 宿舍の用に供する不動産

二 機構法附則第十二条第一項第二号に規定する業務（機構法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この項において「旧公団法」という。）第二十八条第一項第一号、第二号又は第七号に規定する業務に限る。）の用に供する土地で次に掲げるもの

イ 旧公団法第二十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務のうち第三十七条の二の四第一項第一号イからハまでに掲げる業務の用に供する土地

ロ 旧公団法第二十八条第一項第二号に規定する業務（イに規定する業務を除く。）のうち第三十七条の二の四第一項第二号イに掲げる業務の用に供する土地

ハ 旧公団法第二十八条第一項第二号に規定する業務（イ及びロに規定する業務を除く。）のうち第三十七条の二の四第一項第二号ロに掲げる業務の用に供する土地

二 旧公団法第二十八条第一項第七号に規定する業務のうち同項第一号、第二号又は第六号に規定する業務（同項第一号の業務にあつては、第三十七条の二の四第一項第一号イからハまでに掲げる業務に限る。）の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡の用に供する土地

三 機構法附則第十二条第一項第二号に規定する業務（旧公団法第二十八條第一項第一号又は第二号に規定する業務に限る。）による住宅の敷地の整備若しくは住宅の用に供する宅地の造成又は機構法附則第十二条第一項第二号に規定する業務（旧公団法第二十八條第一項第六号に規定する業務に限る。）による賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの

5 法附則第十条第五項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

6 法附則第十条第六項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九條第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号口に

6 法附則第十条第六項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

7 法附則第十条第七項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九條第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号口に

規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略

2 道府県知事は、法附則第十一条第二項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋が存する土地についての河川法第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権利が取得された日又は当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

3 法附則第十一条第三項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」という。）とする。

一 三 略

4 法附則第十一条第三項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる要件のいずれかに該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた不動産とする。

一 略

二 法附則第十一条第三項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するもの

規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等）

第七条 略

2 道府県知事は、法附則第十一条第三項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋が存する土地についての河川法第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権利が取得された日又は当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

3 法附則第十一条第四項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」という。）とする。

一 三 略

4 法附則第十一条第四項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる要件のいずれかに該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた不動産とする。

一 略

二 法附則第十一条第四項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するもの

5 道府県知事は、法附則第十一条第五項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

6 法附則第十一条第七項に規定する公共交通特定事業で政令で定めるものは、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

7 法附則第十一条第七項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人

二 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人（前号に掲げる法人を除く。）

三 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された公益社団法人又は公益財

8| 団法人で総務大臣が指定するもの（前二号に掲げる法人を除く。）
法附則第十一条第七項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

5| 法附則第十一条第四項に規定する投資信託で政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第七項において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（投資法人法第三条に規定する信託会社等（第四号において「信託会社等」という。）が取得する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産（以下この号及び第四号並びに第七項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（第四号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

二及び三 略

四 当該投資信託において運用されている特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

9| 法附則第十一条第八項に規定する投資信託で政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第十一項において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（投資法人法第三条に規定する信託会社等（第四号において「信託会社等」という。）が取得する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産（以下この号及び第四号並びに第十一項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（第四号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

二及び三 略

四 当該投資信託において運用されている特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 信託会社等が法附則第十一条第四項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

6| 法附則第十一条第四項に規定する不動産で政令で定めるものは、総務省令で定める家屋（以下この項において「特定家屋」という。）又は当該特定家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該特定家屋の敷地の用に供するものとして建設計画が確定している土地とする。

7| 法附則第十一条第五項に規定する投資法人で政令で定めるものは、投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この項において「投資法人」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 略

四 当該投資法人が運用する特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 投資法人が法附則第十一条第五項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

8| 法附則第十一条第五項に規定する不動産で政令で定めるものは、第六項に規定する不動産とする。

9| 法附則第十一条第六項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第

イ 略

ロ 信託会社等が法附則第十一条第八項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

10| 法附則第十一条第八項に規定する不動産で政令で定めるものは、総務省令で定める家屋（以下この項において「特定家屋」という。）又は当該特定家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該特定家屋の敷地の用に供するものとして建設計画が確定している土地とする。

11| 法附則第十一条第九項に規定する投資法人で政令で定めるものは、投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この項において「投資法人」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 略

四 当該投資法人が運用する特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 投資法人が法附則第十一条第九項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

12| 法附則第十一条第九項に規定する不動産で政令で定めるものは、第十項に規定する不動産とする。

13| 法附則第十一条第十項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第

四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

10) 法附則第十一条第六項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるものは、次に掲げる家屋以外の家屋とする。

一 四 略

11) 法附則第十一条第八項に規定する家屋で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

14) 法附則第十一条第十項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるものは、次に掲げる家屋以外の家屋とする。

一 四 略

15) 法附則第十一条第十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

16) 道府県知事は、法附則第十一条第十三項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

17) 法附則第十一条第十四項に規定する家屋で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設で総務省令で定

めるもののうち同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により取得したものであることについて総務大臣の証明を受けたものの用に供する家屋とする。

18 法附則第十一条第十五項に規定する政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

19 法附則第十一条第十五項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十七条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一号イ、ハ、ニ及びホに掲げる方法（同号ホに掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支援をするものとする。

20 第十八項の規定は法附則第十一条第十六項に規定する政令で定める規模について、前項の規定は同条第十六項に規定する認定整備事業で政令で定めるものについて準用する。

21 法附則第十一条第十八項に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 新築する建築物の敷地面積がそれぞれ総務省令で定める規模以上であり、かつ、当該敷地面積の合計が総務省令で定める規模以上であること。

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四条第四

12| 法附則第十一条第九項に規定する周産期医療のための施設で政令で定めるものは、分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものとする。

13| 法附則第十一条第十項に規定する政令で定めるところにより計算した地上階数は、建築物の階数（建築基準法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一条第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

14| 法附則第十一条第十項に規定する政令で定める住宅以外の用途は、次に掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途を除く。）とする。

一〇九 略

15| 法附則第十一条第十三項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものである。

16| 法附則第十一条第十四項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で

項第一号に規定する建替事業区域の区域内に延焼防止上又は避難上有効な空地で総務省令で定める基準に該当するものが確保されていること。

22| 法附則第十一条第十九項に規定する周産期医療のための施設で政令で定めるものは、分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものとする。

23| 法附則第十一条第二十項に規定する政令で定めるところにより計算した地上階数は、建築物の階数（建築基準法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一条第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

24| 法附則第十一条第二十項に規定する政令で定める住宅以外の用途は、次に掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途を除く。）とする。

一〇九 略

25| 法附則第十一条第二十三項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものである。

政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

17) 法附則第十一条第十四項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

18) 法附則第十一条第十四項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 法附則第十一条第十四項の資金（次号及び第三号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第九号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第五号若しくは第七号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が保管若しくは加工又は共同計算センターの用に供する家屋

三 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項の資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農

業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が製造又は加工の用に供する家屋

19|

法附則第十一条第十六項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、

次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積（当該貸家住宅に共同の用に供される部分があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次項において同じ。）が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下であること。

二 当該貸家住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物であること。

三 当該貸家住宅の建築に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの又はサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。）の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること。

四 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が五戸以上であること。

20 法附則第十一条第十六項の規定により読み替えて適用される法第七十三條の第十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものとする。

(心身障害者を多数雇用する事業所等)

第九條 略

2 法附則第十一条の四第一項に規定する施設で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九條第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得した施設で作業の用に供するものとする。

(心身障害者を多数雇用する事業所等)

第九條 略

2 法附則第十一条の四第一項に規定する施設で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九條第一項第六号の助成金
の支給を受けて取得した施設で作業の用に供するものとする。

(法附則第十一条の四第三項の土地等)

第九條の二 法附則第十一条の四第三項に規定する土地は、同項の入会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画(二十ヘクタール以上の入会林野又は旧慣使用林野たる土地をその対象とするものに限る。)の対象とされた土地とする。

2 附則第七條第一項の規定は、法附則第十一条の四第三項第一号又は第二号に規定する入会林野整備の対象となつた土地又は旧慣使用林野整備の対象となつた土地で、その価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについて準用する。

3 法附則第十一条の四第三項第一号に規定する政令で定める割合は、入

会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画において同法第十二条の規定により土地を取得した者の同条の規定により消滅した入会権に基づく入会林野の使用又は収益の状況に対応する割合として定められた割合（当該割合が当該入会林野整備計画において定められていない場合には、当該入会林野整備計画に記載された同法第二条第一項の入会権者の数の逆数として示される割合）とする。

4 法附則第十一条の四第三項第二号に規定する政令で定める割合は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において同法第二十三条第一項の規定により土地を取得した者の同項の規定により消滅した旧慣使用権に基づく旧慣使用林野の使用又は収益の状況に対応する割合として定められた割合（当該割合が当該旧慣使用林野整備計画において定められていない場合には、当該旧慣使用林野整備計画に記載された同法第二条第三項の旧慣使用権者の数の逆数として示される割合）とする。

（法附則第十一条の四第三項の不動産等）

第九条の二 法附則第十一条の四第三項に規定する不動産で政令で定める

ものは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条において「認定計画」という。）に定めるところに従つてされた法附則第十一条の四第三項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産であることについて主務大臣（産業活

（法附則第十一条の四第五項の不動産等）

第九条の三 法附則第十一条の四第五項に規定する不動産で政令で定める

ものは、同項の表の上欄に掲げる計画
に定
めるところに従つてされた同項に
規定する事業の
譲渡又は資産の譲渡に係る不動産であることについて主務大臣（産業活

力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

第七十五条第一項に規定する主務大臣で、当該譲渡に係る認定計画の同法第三十九条の二第一項又は第三十九条の三第一項の規定による認定をしたものをいう。）の認定を受けた不動産で、次に掲げるものの以外のもとする。

一 四 略

五 遊休状態にある不動産（当該認定計画に係る事業の用に供するものとして建設計画（前各号に掲げる不動産の建設に係るものを除く。次項において同じ。）が確定している不動産を除く。）

2 法附則第十一条の四第三項の規定は、前項に規定する不動産（遊休状態にある不動産で認定計画に係る事業の用に供するものとして建設計画が確定しているもの（以下この項において「建設計画中の不動産」という。）を除く。）がその取得の日から引き続き三年以上前項第一号から第四号までに掲げる不動産以外の不動産として当該事業の用に供されたとき（当該不動産がその取得の日から三年以内に遊休状態になったときを除く。）又は同項に規定する不動産のうち建設計画中の不動産であるものについて当該建設計画に従つて当該不動産の取得の日から三年以内に建設が開始されたときに限り、適用する。

（法附則第十一条の四第五項の貸家住宅等）

第九条の三 法附則第十一条の四第五項及び同項の規定により読み替えて

適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、附則第七条第十九項に規定する貸家住宅とする。

力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第七十五条第一項に規定する主務大臣で、当該譲渡に係る同表の中欄に掲げる認定

をしたものをいう。）の認定を受けた不動産で、次に掲げるものの以外のもとする。

一 四 略

五 遊休状態にある不動産（当該計画に係る事業の用に供するものとして建設計画（前各号に掲げる不動産の建設に係るものを除く。次項において同じ。）が確定している不動産を除く。）

2 法附則第十一条の四第五項の規定は、前項に規定する不動産（遊休状態にある不動産で同項の表の上欄に掲げる計画に係る事業の用に供するものとして建設計画が確定しているもの（以下この項において「建設計画中の不動産」という。）を除く。）がその取得の日から引き続き三年以上前項第一号から第四号までに掲げる不動産以外の不動産として当該事業の用に供されたとき（当該不動産がその取得の日から三年以内に遊休状態になったときを除く。）又は同項に規定する不動産のうち建設計画中の不動産であるものについて当該建設計画に従つて当該不動産の取得の日から三年以内に建設が開始されたときに限り、適用する。

2 法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、附則第七条第二十項に規定する一の部分とする。

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 略

二 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通

の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜二 略

3 略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 略

二 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道若しくはこれに類する道路の周辺の地域又は鉄道の貨物駅の周辺の地域のうち、物資の流通

の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜二 略

3 略

4 法附則第十五条第一項に規定する上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものは、港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者(同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限る。以下この項において「港湾運送事業者」という。)に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法

人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 事業協同組合で港湾運送事業者を構成員とするもの

二 株式会社で当該株式会社に出資した港湾運送事業者がその発行済株式の総数の十分の九以上に相当する株式を所有するもの

5 | 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋（貨物の保管の用に供する部分に限る。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十五条第一項に規定する港湾運送事業者が自ら港湾運送事業法第二条第二項に規定する港湾運送事業の用に供するものであること。

二 第二項第一号ハ及びニに掲げる要件に該当するものであること。

三 その床面積が千五百平方メートル（当該上屋の階数が二以上のものにあつては、三千平方メートル）以上のものであること。

四 流通機能の高度化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

五 総務省令で定める設備その他の基準に適合するものであること。

7 | 6 |
略 略

8 | 法附則第十五条第六項に規定する政令で定める部分は、同項に規定す

る特定建築物（以下この項において「特定建築物」という。）の都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化施設（以下この項において「緑化施設」という。）のうち、緑化施設の一平方メートル当たりの取得価額として総務省令で定める額に当該特定建築物の敷地面積に当該特定建築物の緑化率（同条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度を乗じて得た数値を乗じて得た額に相当する部分とする。

9 法附則第十五条第六項に規定する緑化施設で政令で定めるものは、取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二百万円以上の緑化施設で総務省令で定めるものとする。

10 法附則第十五条第七項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人

二 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人（前号に掲げる法人を除く。）

三 公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するもの

11 法附則第十五条第八項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重

6 法附則第十五条第五項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重

度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数」と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

7| 法附則第十五条第五項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

8| 法附則第十五条第六項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大臣が指定するものとする。

9| 法附則第十五条第六項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

10| 法附則第十五条第六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特

度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数」と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

12| 法附則第十五条第八項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金

の支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

13| 法附則第十五条第九項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大臣が指定するものとする。

14| 法附則第十五条第九項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

15| 法附則第十五条第九項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特

定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

一～四 略

11| 法附則第十五条第七項に規定する沖繩電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

12| 法附則第十五条第八項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、再生利用の目的となる廃棄物を処理するための機械その他の設備（当該処理と一貫して行われる再生品の生産のための機械その他の設備を含む。）で廃棄物による公害の防止及び資源の有効利用の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定めるものとする。

13| 法附則第十五条第九項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

14| 法附則第十五条第十項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る

定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のものとする。

一～四 略

16| 法附則第十五条第十項に規定する沖繩電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

17| 法附則第十五条第十一項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、再生利用の目的となる廃棄物を処理するための機械その他の設備（当該処理と一貫して行われる再生品の生産のための機械その他の設備を含む。）で廃棄物による公害の防止及び資源の有効利用の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定めるものとする。

18| 法附則第十五条第十二項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

19| 法附則第十五条第十三項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る

輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

15) 法附則第十五条第十一項に規定する設備で政令で定めるもの

は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるもので、同法

第五条

第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

20) 法附則第十五条第十四項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令

で定めるものは、放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備

のうち総務省令

で定めるもので、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

21) 法附則第十五条第十五項に規定する電気通信事業者又は有線放送電話

業者が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

22) 法附則第十五条第十六項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うた

めの設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。以下この項において同じ。）及び光端局装置（光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。）で、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テ

16| 法附則第十五条第十三項に規定する設備で政令で定めるものは、
一 基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備

で総務省令で定めるものとする。

17| 法附則第十五条第十四項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 及び二 略

18| 法附則第十五条第十四項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

19| 法附則第十五条第十四項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

20| 法附則第十五条第十四項に規定する停車場設備その他の構築物で政令

レビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

23| 法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産のうち卸売場、仲卸売場又は生鮮食品等の保管所若しくは積込所の用に供する家屋及び倉庫並びにこれらに附属する機械設備で総務省令で定めるものとする。

24| 法附則第十五条第十九項に規定する設備で政令で定めるものは、一 又は一 基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備（同項に規定する充電するための設備にあつては、三百万円以上の設備）で総務省令で定めるものとする。

25| 法附則第十五条第二十項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 及び二 略

26| 法附則第十五条第二十項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

27| 法附則第十五条第二十項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

28| 法附則第十五条第二十項に規定する停車場設備その他の構築物で政令

で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

21| 法附則第十五条第十六項 に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

22| 法附則第十五条第十六項 に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

23| 法附則第十五条第十六項 に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第十六項 に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

24| 法附則第十五条第十七項 に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

29| 法附則第十五条第二十三項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

30| 法附則第十五条第二十三項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

31| 法附則第十五条第二十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第二十三項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

32| 法附則第十五条第二十四項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

33| 法附則第十五条第二十六項に規定する政令で定める公共交通特定事業は、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

法附則第十五条第二十項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で

34

法附則第十五条第二十六項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人

二 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人（前号に掲げる法人を除く。）

三 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で総務大臣が指定するもの（前二号に掲げる法人を除く。）

35] 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

36] 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

37] 法附則第十五条第二十八項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で

政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

26| 法附則第十五条第二十項 に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

27| 法附則第十五条第二十一項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

28| 法附則第十五条第二十二項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

29| 法附則第十五条第二十二項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の

政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

38| 法附則第十五条第二十八項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

39| 法附則第十五条第二十九項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

40| 法附則第十五条第三十項 に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

41| 法附則第十五条第三十項 に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の

家屋及び償却資産とする。

一 四 略

30| 法附則第十五条第二十三項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階數十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

31| 法附則第十五条第二十四項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 及び二 略

32| 法附則第十五条第二十五項に規定する国立大学の校舎の用に供する家

家屋及び償却資産とする。

一 四 略

42| 法附則第十五条第三十一項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、

公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

43| 法附則第十五条第三十二項に規定する集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものは、二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報を処理するための電子計算機による情報処理システムを構成する設備で総務省令で定めるもの（既に事業の用に供されていた設備を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった設備に代えて当該事業の用に供される設備を除く。）とする。

44| 法附則第十五条第三十三項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 及び二 略

45| 法附則第十五条第三十四項に規定する国立大学の校舎の用に供する家

屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

33| 法附則第十五条第二十六項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

34| 法附則第十五条第二十七項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

35| 法附則第十五条第二十七項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

46| 法附則第十五条第三十五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

47| 法附則第十五条第三十六項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

48| 法附則第十五条第三十六項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

49| 法附則第十五条第三十七項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、搬送設備、交換設備、市内線路設備及び管理設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通

36| 法附則第十五条第二十八項に規定する政令で定める者は、第八項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

37| 法附則第十五条第二十九項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一六略

38| 法附則第十五条第二十九項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一五略

39| 法附則第十五条第三十二項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

40| 法附則第十五条第三十三項に規定する設備で政令で定めるものは、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたも

信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

50| 法附則第十五条第三十八項に規定する政令で定める者は、第十三項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

51| 法附則第十五条第四十項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一六略

52| 法附則第十五条第四十項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一五略

53| 法附則第十五条第四十三項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

のとする。

41| 法附則第十五条第三十五項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第十項に規定する固定資産とする。

42| 法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。

43| 法附則第十五条第三十七項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

44| 法附則第十五条第三十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものに供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

- 一| 事務所の用に供する家屋及び償却資産
- 二| 宿舍の用に供する家屋及び償却資産
- 三| 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

54| 法附則第十五条第四十六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第十五項に規定する固定資産とする。

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇六 略

七 基準住居部分 人の居住の用に供するために独立的に区画された家屋の一部分でその床面積が五十平方メートル（当該独立的に区画された家屋の一部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅）（高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅）をいう。次号及び第二十一項において同じ。）である貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下であるものをいう。

八 基準部分 区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する専有部分でその床面積が五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル（サービス付き高齢者向け住宅）である貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下であるもの（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち基準住居部分であるもの）をいう。

九〇十一 略

二〇二 略

21 法附則第十五条の八第四項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 略

二 当該貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助で総務省令

一〇六 略

七 基準住居部分 人の居住の用に供するために独立的に区画された家屋の一部分でその床面積が五十平方メートル（当該独立的に区画された家屋の一部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル（高齢者向け優良賃貸住宅）（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅）をいう。次号において同じ。）である貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十五平方メートル）以上二百八十平方メートル以下であるものをいう。

八 基準部分 区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する専有部分でその床面積が五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル（高齢者向け優良賃貸住宅）である貸家の用に供されるものである場合にあつては、三十五平方メートル）以上二百八十平方メートル以下であるもの（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち基準住居部分であるもの）をいう。

九〇十一 略

二〇二 略

21 法附則第十五条の八第四項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 略

二 当該貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助で総務省令

で定めるもの又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る 地方公共団体の補助を受けていること。

三 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第七十条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が五戸以上であること。

22～42 略

(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける家屋等の範囲)

第十二条の二 略

2 略

3 前項(第七項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に定めるもののほか、災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときの同項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

4及び5 略

で定めるもの又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十一条第一項の規定による地方公共団体の補助を受けていること。

三 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第二項に規定する供給計画 貸住宅 の戸数が五戸以上であること。

22～42 略

(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける家屋等の範囲)

第十二条の二 略

2 略

3 前項(第七項、第九項及び第十三項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に定めるもののほか、災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときの同項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

4及び5 略

6 法附則第十六条の二第三項に規定する政令で定める区域は、平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)が適用された市町村の区域とする。

7 第一項の規定は法附則第十六条の二第三項に規定する政令で定める者について、第二項の規定は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

8 法附則第十六条の二第四項に規定する政令で定める区域は、平成十九

年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

9| 第一項の規定は法附則第十六条の二第四項に規定する政令で定める者について、第二項の規定は同条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

10| 法附則第十六条の二第五項に規定する政令で定める区域は、第八項に規定する区域とする。

11| 第四項の規定は法附則第十六条の二第五項に規定する政令で定める者について、第五項の規定は同条第五項に規定する政令で定める部分について準用する。

12| 法附則第十六条の二第六項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法
が適用された市町村の区域とする。

13| 第一項の規定は法附則第十六条の二第六項に規定する政令で定める者について、第二項の規定は同条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

14| 法附則第十六条の二第七項に規定する政令で定める区域は、第十二項に規定する区域とする。

15| 第四項の規定は法附則第十六条の二第七項に規定する政令で定める者について、第五項の規定は同条第七項に規定する政令で定める部分について準用する。

16| 第一項（第七項、第九項及び第十三項）において準用する場合を含む。
（又は第四項（第十一項及び前項）において準用する場合を含む。）に規

6| 法附則第十六条の二第三項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域とする。

7| 第一項の規定は法附則第十六条の二第三項に規定する政令で定める者について、第二項の規定は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

8| 第一項（第七項）において準用する場合を含む。

（又は第四項）に規

定する者が法附則第十六条の二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

9| 略

（立体交差化施設に係る構築物の範囲等）

第十五条の二 略

2 第五十二条の十の二の規定は、地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）附則第十条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二十六項に規定する家屋及び償却資産の範囲について準用する。

（法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等）

第十六条の二の八 略

2 略

定する者が法附則第十六条の二第一項から第七項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

17| 略

（立体交差化施設に係る構築物の範囲等）

第十五条の二 略

2 第五十二条の十の三の規定は、地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）附則第十条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二十六項に規定する家屋及び償却資産の範囲について準用する。

（法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等）

第十六条の二の八 略

2 略

5| 法附則第三十三条第五項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化学術研究施設のうち、事務所以外の施設とする。

一 技術に関する研究開発の用に供される文化学術研究施設で、その整備の事業を行うのに必要な資金の額（土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金金の利子の額を除いた額とする。）

が二億円以上のものであること。

二 当該文化科学研究施設を設置することが法附則第三十三条第五項に規定する計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

(法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用)

第十六条の二の十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合における同条第一項から第四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十三条第一項	当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第三項	同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
法附則第三十三条第二項から第四項まで	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第三項	同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
第七百一条の四十一		同条第三項		

(法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用)

第十六条の二の十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第一項から第五項までの規定の適用がある場合における同条第一項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十三条第一項	当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第三項	同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
法附則第三十三条第二項から第四項まで	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第三項	同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
第七百一条の四十一		同条第三項		

第三項

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 略

2 略

3| 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第三十二条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第三十二条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第三項の規定により第三十二条第十四項」とする。

4| 前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業

第三項

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 略

2 略

法附則第三十三 条第五 項	当該文化 学術研究 施設に係 る事業所 床面積	第七百一 条の四十 一第一項 又は第二 項の規定 により控 除すべき 面積を当 該文化学 術研究施 設に係る 事業所床 面積から 控除して 得た面積
第三項	第七百一 条の四十 一	同条第三 項

3| 前年中において法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業

所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第三十五条の三第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。）の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この項及び第八項において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書の合計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。）。第八項において同じ。）の添付をもつて附則第十八条第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

5| 略
6| 略

7| 租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二十三項第三号の規定の適用がある場合における同号に規定する当該割当株式を受け入れた特定口座に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、法第

所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第三十五条の三第六項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は前項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この項及び第六項において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書の合計表（総務省令で定める事項を記載したものをいう。）。第六項において同じ。）の添付をもつて附則第十八条第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

4| 略
5| 略

三百三十三条第十四項及び第十五項の規定は、適用しない。この場合における法附則第三十五条の二第六項の規定の適用については、同項中「第三百三十三条第十五項の規定により同条第十四項」とあるのは、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の四第七項の規定により第三百三十三条第十四項」とする。

8| 前年中において法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第三百十七條の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第十八項又は第三十五条の三第十四項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第五項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第七項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の五 略

2521 略

6| 前年中において法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所（国内にあるものに限る。）に特定口座を開設していたものが法第三百十七條の二第一項又は第三項に規定する申告書（法附則第三十五条の二の六第十八項又は第三十五条の三第十四項において準用する法第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合において、前年中に、第四項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は前項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条第七項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の五 略

2521 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式会社等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十五条の六の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二

二第一項

四〇六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式会社等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十七条の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第

一項

四〇六 略

25・26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式会社等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十五条の六の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二

四〇六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式会社等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十七条の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二

四〇六 略

25・26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2
2
30
略

31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十七条の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第

一項

四
六
略

32
33
略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2
2
14
略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二

二
第一項

四
六
略

16
17
略

2
2
30
略

31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十七条の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二

四
六
略

32
33
略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2
2
14
略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一及び二 略

三 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二

四
六
略

16
17
略

(法附則第四十条の政令で定める者等)

第二十二條 法附則第四十条に規定する政令で定める者は、附則第十一條

第三十六項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則第十一條第八項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一條第八項及び第三十六項、附則第十一條第二項第二号並びに

前条第二項の規定を適用する。

2 法附則第四十一条第四項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する移行一般社団法人等のうち、平成二十年十二月一日前に所得税法施行令第七十三条第一項に規定する承認を受けた法人とする。

3 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の

(法附則第四十条の政令で定める者等)

第二十二條 法附則第四十条に規定する政令で定める者は、附則第十一條

第五十項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則第十一條第十三項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第七條第七項第三号、附則第十一條第十項第三号、第十三項、第三十四項第三号及び第五十項、附則第十一條の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

2 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

4 略	第四十九条の十二 第二項	公益社団法人又は公益財 団法人	公益社団法人又は公益財 団法人、移行一般社団法 人等（法附則第四十一条 第四項）に規定する移行 一般社団法人等をいう。 次項、次条及び第四十九 条の十五において同じ。
	固定資産（ ）	公益社団法人又は公益財 団法人、移行一般社団法 人等（法附則第四十一条 第四項）に規定する移行 一般社団法人等をいう。 次項、次条及び第四十九 条の十五において同じ。	固定資産（移行一般社団 法人等に係るものにあつ ては、当該移行一般社団 法人等に係る設立登記（ 法附則第四十一条第四項 ）に規定する設立登記を いう。次条第二項及び第 四十九条の十五第二項に おいて同じ。）の日の前 日において同号の規定の 適用があつたもの限り

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 略	第四十九条の十二 第二項	公益社団法人又は公益財 団法人	公益社団法人又は公益財 団法人、移行一般社団法 人等（法附則第四十一条 第十一項）に規定する移行 一般社団法人等をいう。 次項、次条及び第四十九 条の十五において同じ。
	固定資産（ ）	公益社団法人又は公益財 団法人、移行一般社団法 人等（法附則第四十一条 第十一項）に規定する移行 一般社団法人等をいう。 次項、次条及び第四十九 条の十五において同じ。	固定資産（移行一般社団 法人等に係るものにあつ ては、当該移行一般社団 法人等に係る設立登記（ 法附則第四十一条第十一 項）に規定する設立登記を いう。次条第二項及び第 四十九条の十五第二項に おいて同じ。）の日の前 日において同号の規定の 適用があつたもの限り

8 | 7 | 6 | 5 |
略 略 略 略

7 | 6 | 5 | 4 |
略 略 略 略

第二条による改正（地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号））

改 正 案	現 行
<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第七号中「第七条の十五の八第六号」を「第七条の十五の七第六号」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行令第七条第七号及び第七条の十五の九の改正規定、同条を同令第七条の十五の十四とする改正規定、同令第七条の十五の七及び第七条の十五の八を削る改正規定、同令第七条の十五の六の改正規定、同条を同令第七条の十五の十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十五の五の改正規定、同条を同令第七条の十五の十一とする改正規定、同令第七条の十五の四を削る改正規定、同令第七条の十五の三の改正規定、同条を同令第七条の十五の</p>	<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第七号中「第七条の十五の十一第六号」を「第七条の十五の七第六号」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行令第七条第七号及び第七条の十五の九の改正規定、同条を同令第七条の十五の十四とする改正規定、同令第七条の十五の七及び第七条の十五の八を削る改正規定、同令第七条の十五の六の改正規定、同条を同令第七条の十五の十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十五の五の改正規定、同条を同令第七条の十五の十一とする改正規定、同令第七条の十五の四を削る改正規定、同令第七条の十五の三の改正規定、同条を同令第七条の十五の</p>

十とする改正規定、同令第七条の十五の二の改正規定、同条を同令第七条の十五の九とする改正規定、同令第七条の十五の改正規定、同条を同令第七条の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正規定、同令第七条の十四の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十条の二の四第一項第二号の改正規定

平成二十五年一月一日

四の二 第一条中地方税法施行令附則第十八条の六の次に一条を加える

改正規定 平成二十七年一月一日

五略

十とする改正規定、同令第七条の十五の二の改正規定、同条を同令第七条の十五の九とする改正規定、同令第七条の十五の改正規定、同条を同令第七条の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正規定、同令第七条の十四の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十条の二の四第一項第二号の改正規定並びに同令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定

平成二十五年一月一日

五略

第三条による改正（国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第一百七号））

改 正 案

（法第二条第一項第二号の飛行場）

第一条 国有資産等所在市町村交付金法（以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する空港の機能を果たすものとして政令で定める飛行場は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
略	略
三沢飛行場	青森県三沢市
岩国飛行場	山口県岩国市

現 行

（法第二条第一項第二号の飛行場）

第一条 国有資産等所在市町村交付金法（以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する空港の機能を果たすものとして政令で定める飛行場は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
略	略
三沢飛行場	青森県三沢市

改正案	現行
<p>（特定外国配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第二条の五 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十項第一号）に規定する特定同一世帯所属者をいう。）について法第三条の二の二第十項又は第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>（特定外国配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第二条の五 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号）に規定する特定同一世帯所属者をいう。）について法第三条の二の二第十項又は第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>